

災害時における法律相談業務に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉弁護士会（以下「乙」という。）及び埼玉司法書士会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等への法律相談業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において被災者等とは、以下に定める者であって法律相談が必要となった者をいう。

- （1） 災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2） 災害により県外から県内に避難した者
- （3） 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲、乙又は丙が必要と認めたもの

（法律相談会の実施）

第3条 災害が発生した場合において、甲が必要と認めるときは、無料の法律相談会（以下「相談会」という。）を開催するものとする。

- 2 前項の場合において、甲は乙及び丙に対し次条第2項に掲げる者の派遣を要請するものとする。
- 3 相談会の開催日時、場所及び回数等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙丙協議の上決定する。

（役割）

第4条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

- 2 乙及び丙は、相談会の開催に当たり、速やかにそれぞれの会員から法律相談業務に従事する者を選定し派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみで対応しきれないときは日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会に支援を要請するものとし、丙は、丙の会員のみで対応しきれないときは日本司法書士会連合会及び関東ブロック司法書士会協議会に支援を要請するものとする。
- 3 乙及び丙は、法律相談業務に従事する者を対象に、相談会の開催に当たり必要な研修を適宜実施するように努めるものとする。

（市町村との連絡調整）

第5条 相談会の開催に当たり、市町村との連絡調整が必要な場合、原則として甲がこれを行うものとする。

(報告)

第6条 乙及び丙は、相談会の実施結果その他の必要な事項について書面により、甲が指定する日までに甲に報告するものとする。

2 乙及び丙は、関係諸機関による措置が必要と思料されるときには、前項の規定にかかわらず、その旨を速やかに甲に前項の事項とともに報告するものとする。

(経費)

第7条 甲は、乙及び丙に対し法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を選定して相互に書面により通知するものとする。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく相談会の実施において、乙及び乙が派遣した者又は丙及び丙が派遣した者に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙又は丙が負担するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成28年3月8日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目7番20号
乙 埼玉弁護士会
会長 石河秀夫

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
丙 埼玉司法書士会
会長 山寄秀美